

三光鳥

サンコウチヨウ

静岡法律事務所ニュース

〒420-0867

静岡市葵区馬場町43-1

電話 054-254-3205

FAX 054-253-5009

<http://shizu-law.jp>

2021(令和3)年5月18日 No.1

静岡法律事務所は静岡県内最大の法律事務所として、
皆様のお役に立てるべく日々努力しています。



弁護士
Otawa Satoru
大多和 晓



弁護士
Mochizuki Masato
望月 正人



弁護士
Ikeda Takeshi
池田 剛志



弁護士
Uematsu Maki
植松 真樹



弁護士
Furusawa Kazuki
古澤 一樹



弁護士
Kanno Yuji
菅野 雄児



弁護士
Ishikawa Atamu
石川 アトム



弁護士
Yamagata Yuki
山形 祐生



弁護士
Ito Tastuya
伊東 達也



弁護士
Ohta Yoshinori
太田 吉則



弁護士
Kiriyama Keigo
桐山 圭悟



弁護士
Ueno Tetsuro
上野 哲郎

ご挨拶

当事務所は、1985(昭和60)年6月に設立された共同法律事務所です。以来35年以上にわたり、主として市民の皆様、中小企業の皆様の力になりたいと、法律相談や事件受任などを通して様々な法的サービスを提供してきました。

2004(平成16)年3月には、静岡市(葵区)研屋町から浅間通り商店街のある馬場町の静岡法律事務所ビルに事務所を移転してスペースの拡張を行い、毎年のように新しい弁護士を迎えて、県内最大の法律事務所に成長いたしました。

また、2019(令和元)年末には弁護士法人静岡法律事務所を設立し、ふたば法律事務所をパートナー事務所として迎え入れ、同事務所は「静岡法律事務所ふたば鷹匠事務所」となり、新たな歩みを始めています。さらに、来年4月に県内東部の三島市に、弁護士法人静岡法律事務所三島オフィス(仮称)を開設すべく、現在準備を進めています。

私たちは、質量ともに静岡県一の法律事務所を目指すことによって、より市民の皆様、中小企業の皆様のお役に立ちたいと思っています。各弁護士は「社会生活上のお医者さん」を目指して日々励んでいますので、何かあれば当事務所の弁護士にお気軽に声をお掛け下さい。

静岡法律事務所
所長 大多和 晓



三光鳥(サンコウチョウ)とは

サンコウチョウは静岡県の県鳥で、スズメ目カササギヒタキ科に分類される鳥です。鳴き声が「ツキ(月)ヒー(日)ホシ(星)、ホイホイホイ」と聞えることから、三光鳥と呼ばれています。依頼者にとって、太陽のように暖かく、月のようにそつと寄り添い、北極星のように迷った時の道しるべになるような弁護士でありたいとの思いを込めて、静岡法律事務所ニュースの表題をといたしました。



コラム

自然災害債務整理ガイドラインのコロナ禍への適用

「自然災害債務整理ガイドライン」は、自然災害の影響により、住宅ローンや事業性ローンなどの返済が困難になった個人（給与所得者、個人事業主等）が、債務の減免を受ける手続の準則です。これまで、この準則は、熊本地震、西日本豪雨、北海道胆振東部地震等の自然災害において、被災者の生活や事業の再建に活用されてきました。

このガイドラインが、令和2年12月1日から、今般のコロナ禍の影響により、失業や収入・売上の減少によって債務の返済が困難になった個人についても、利用が可能になりました。住宅ローン、住宅のリフォームローンや事業性ローン等の債務を返済できなくなった個人の債務者であって、ガイドラインの要件を満たす債務者について、このような法的倒産手続によらずに、債権者と債務者の合意にもとづき、一定の財産（場合によっては住宅も）残して債務整理を行うことが可能になったのです。

このガイドラインの適用を受けるには、いくつかの要件があり、また「登録専門支援家」への依頼、特定調停の申立など、いくつかの必要な手続きがありますので、詳しくは左下の無料法律相談を利用するなどして御確認下さい。

弁護士 植松真樹

無料法律相談のご案内

当事務所は、リーガルサービスの一環として、下記の通り30分枠の一般無料法律相談を開催しています。大変好評な制度で、毎回多くの皆様にご利用いただいています。

相談する弁護士を指名できないこと、同一・類似の相談は3回までということ以外は、有料相談と同じですので、是非ご活用ください。

相談日の前日(日曜相談は前の金曜日)の17時までに「無料相談」と告げてご予約下さい。

火曜相談・木曜相談 18時～20時
土曜相談・日曜相談 13時半～16時

と
と
と
ひ
こ
先進国の中でダントツな日本のワクチン接種の遅さにため息!! 今の政府で大丈夫?!

新加入弁護士のご挨拶

弁護士 上野哲郎

はじめまして。昨年12月に司法修習を終え、静岡法律事務所に入所いたしました。

私は、愛知県豊田市出身で、静岡大学を卒業後、社会人経験を経て、静岡大学ロースクールを修了し、弁護士となりました。

私が弁護士を志望しました理由は、市民の皆様や中小企業の皆様に法的サービスを提供し、皆様の抱える困難や悩みの解決に尽力する弁護士の姿に魅力を感じたからです。皆様のお役に立つことができるよう日々研鑽いたします。

私の趣味は、音楽を聞くことです。コンサートで聞く音楽は格別です。コロナ感染症収束後は、好きな音楽をライブで存分に鑑賞したいと思っています。

今後とも、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

【顧問契約のご案内】

当事務所の弁護士と顧問契約を締結し、毎月一定額（主として月額3万円～）の顧問料をお支払いいただく場合は、顧問弁護士として法律相談など一定範囲の法律業務を隨時行ないます。顧問契約を締結した場合には、電話やFAX、メールなどで気軽に弁護士に相談ができるようになり、また継続的な関係の中で、顧問会社(組合)の業務の内容についての理解が深まり、より適切なアドバイス可能となります。

さらに顧問会社(組合)の紹介による初回の相談料は無料ですし、契約によっては更に広く無料相談が受けられますので、会社(組合)の役員、従業員、あるいは関係者に関して生じた問題について、お気軽に弁護士にご相談いただけるようになります。従業員(組合員)への福利厚生や会社関係者へのサービスとしても利用できるようになりますので、是非ご利用ください。